

「教育・保育提供区域」
の考え方について

平成26年 2月 4日
四日市市こども未来部こども未来課

1 . 教育・保育提供区域とは

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の定義

第61条では、

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるとし、その計画には、次の掲げる事項を定めるとしている。

教育・保育提供区域における

各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る「量の見込み(必要利用定員総数)」、「確保の内容」、「実施時期」

教育・保育提供区域における

各年度の地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める。

(2) 国の基本指針(案) 抜粋

小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、教育・保育提供区域を定める。

地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本。

ただし、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することが可能。

認定区分（法19条1項各号の区分をいう。）

1号区分・・・満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども	現在の幼稚園の通園児
2号区分・・・満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	現在の保育園の通園児
3号区分・・・満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	”



教育・保育提供区域は、量の見込み（現在の利用状況 + 利用希望）と
確保の内容を計画に記載する際の単位

補 足

【 地域型保育事業 】

- 小規模保育・・・6人以上19人以下
- 家庭的保育・・・5人以下（保育ママ）
- 居宅訪問型保育・・・子どもの居宅で保育する
- 事業所内保育・・・従業員の子どものほか地域の子供を保育

【 地域子ども・子育て支援事業 】

新制度では、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、次の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、法律上に位置づける。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 利用者支援 | 延長保育事業 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 病児・病後児保育事業 |
| 一時預かり | 放課後児童クラブ |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 妊婦健診 |
| 養育支援訪問事業その他 | 実費徴収に係る補足給付を行う |
| 要支援児童、要保護児童等 | 事業 |
| の支援に資する事業 | 多様な主体が本制度に参入する |
| ファミリー・サポート・センター事業 | ことを促進するための事業 |
| 子育て短期支援事業 | |

(3) 国の基本指針(案) 抜粋

計画に記載する「量の見込み」と「確保の内容」の記載イメージ

教育・保育施設の「量の見込み」に対応する「確保の内容」、「実施時期」

区域	1年目			2年目			3年目		
	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定 (3号)	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定 (3号)	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定 (3号)
	量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園 (教育・保育施設)			300人 200人 150人			300人 200人 150人		
	地域型保育事業			0人 0人 20人			0人 0人 50人		
-	0人	0人	100人	0人	0人	20人	0人	0人	0人

5年目まで記載

「量の見込み」に対応する事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の「確保の内容」、「実施時期」

地域子ども・子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
-	0人	0人	0人

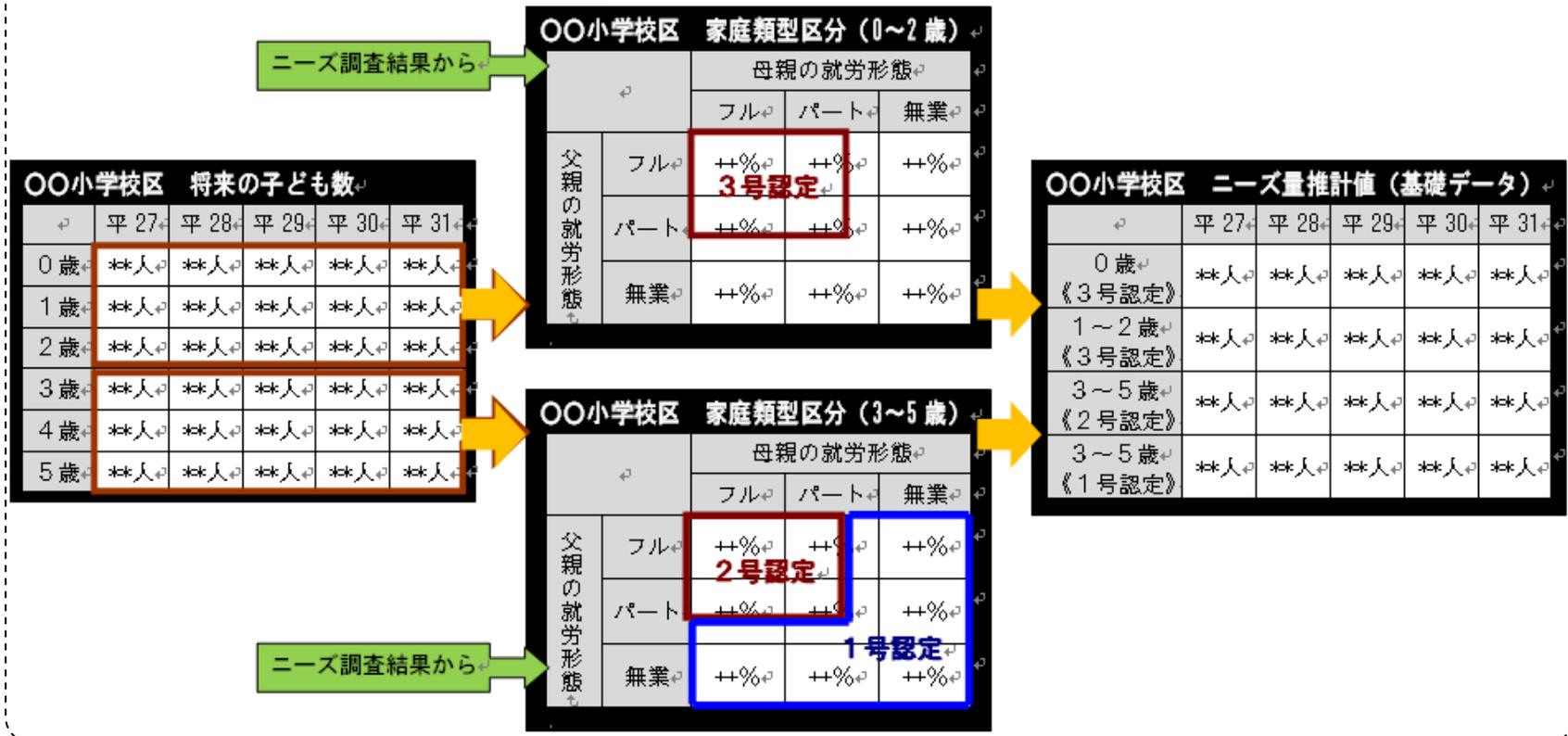
5年目まで記載

2. 四日市市における教育・保育提供区域の設定

Step 1

アンケート調査結果のデータは、地域の実情に応じた量の見込みを算定するために必要な規模の小さい小学校区別で集計し、基礎データを算出する。

基礎データ算出のイメージ



Step 2

教育・保育提供区域について、可能性のあるパターンを設定します。

区域	小学校区域	行政ブロック(24地区)	中学校区域	組合わせブロック
地図				<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 最小単位の小学校区域を基本とし、その組み合わせにより、例えば6つ程度などのブロックに区域を設定。 </div>
区域の概要	小学校区の39通学区域に分かれている。	24行政ブロックで、地区市民センターや楠総合支所の管轄区域に分かれている。	中学校区の22通学区域に分かれている。	
区域数	39区域	24区域	22区域	(例)6区域
平均未就学児数	(人 ~ 人)	(人 ~ 人)	(人 ~ 人)	(人 ~ 人)
一区域内的の幼稚園数	なし ~ 12区 1箇所 ~ 17区 2箇所 ~ 10区	なし ~ 4区 1箇所 ~ 8区 2箇所 ~ 10区 4箇所 ~ 1区 5箇所 ~ 1区	なし ~ 1区 1箇所 ~ 11区 2箇所 ~ 6区 3箇所 ~ 2区 4箇所 ~ 2区	箇所 ~ 区 . . .
一区域内的の認可保育所数	なし ~ 3区 1箇所 ~ 23区 2箇所 ~ 11区 3箇所 ~ 2区	なし ~ 1区 1箇所 ~ 8区 2箇所 ~ 9区 3箇所 ~ 3区 4箇所 ~ 1区 6箇所 ~ 2区	1箇所 ~ 6区 2箇所 ~ 8区 3箇所 ~ 4区 4箇所 ~ 3区 5箇所 ~ 1区	箇所 ~ 区 . . .

Step 3

基礎データをもとに、各パターンにおける未就学児数や年度別の傾向、また教育・保育施設の入所率などを分析する。

	項目	項目の説明	分析内容
分 析	未就学児数	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間の10月現在の各区域の未就学児数（0～5歳人口） 今後5年間の将来推計人口 	<ul style="list-style-type: none"> 将来、対象児童数が増加傾向にあるのか、横ばい・減少傾向にあるのかを分析する。
	教育・保育施設への入所児童数	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間の10月現在の各区域の入所児童数（0～5歳人口） ニーズ調査結果から推計される量の見込み 	<ul style="list-style-type: none"> 入所児童数の年齢別の傾向を分析する。 現在（平成25年度）と将来（ニーズ量）とのギャップを見る。
	教育・保育施設の入所率（充足率）	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童のうち、教育・保育施設に入所している（入所できる）児童の割合（とから算出） 	
	教育・保育施設の総定員	<ul style="list-style-type: none"> 各区域における教育・保育施設（幼稚園、保育所、認可外保育所など）の年齢別定員数 待機がある場合はその児童数 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ量が満たされるだけの教育・保育施設が、その区域内にあるかどうかを分析する。
	区域内入所率	<ul style="list-style-type: none"> 各区域において、入所児童数のうち、同一区域内に居住している人の割合 	<ul style="list-style-type: none"> 区域外である程度ニーズが完結しているかどうかを分析する。
参考	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路や宅地開発などの環境変化の要因を把握 	

Step 4

設定した各パターンにおける以下のポイントなどの評価を行い、教育・保育提供区域の設定パターンを決定する。

各パターン評価のポイント

- 1) 児童数は適切な規模か
- 2) 保護者の移動状況などから面積は適切か
- 3) 区域ごとの量の見込みが算出可能か
- 4) 設定した区域内で不足分を確保するための提供策を打ち出せるか
- 5) 設定した区域は、区域外からの通園の比率が高くないか



四日市市における教育・保育提供区域を決定